

## 名古屋地方裁判所委員会（第19回）議事概要

### 1 日時

平成25年3月5日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

名古屋高等裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員） 伊藤貴宣，大輪芳裕，功刀由紀子，笹子 靖，城田敦子，  
鈴木吉顯，原田恵理子，山羽能吏子，織田幸二，矢野元博，  
片山俊雄，徳永幸藏

（説明者） 田邊浩典（民事第1部総括裁判官）

（事務担当者）杉山栄次（民事首席書記官），柘植泰人（民事訟廷管理官），  
蒔田恒久（民事訟廷副管理官），松井信樹（民事第1部主任書  
記官），藤田雄二（事務局長），杉山洋一（総務課長），柴田  
こずえ（総務課課長補佐），梅村拓也（総務課庶務第一係長）

### 4 協議テーマ

労働審判について

### 5 議事

- (1) 新任委員紹介
- (2) 労働審判手続の概要説明等
- (3) 審判廷及び待合室の見学
- (4) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）
- (5) 次回開催日及び協議テーマ決定

#### ア 開催日

平成25年9月30日（月）午後1時30分

#### イ 協議テーマ

裁判員裁判について

(別紙)

### 協議テーマに関する意見交換

( : 委員 , : 委員長 , : 説明者 )

労働審判で多く取り扱う事案を教えてください。

解雇の効力を争うものが概ね半数程度を占め、他に未払いの賃金や残業代の支払いを求めるものなどがある。

労働審判制度ができる前と比較すると、紛争解決が迅速・柔軟になったという印象はあるか。

訴訟手続と比較して柔軟な解決ができると考えているが、労働紛争がらみの訴訟事件数が、労働審判の申立て事件数分だけ減っているというわけではない。今までは訴訟手続を使うことなく諦めていたようなケースを、労働審判手続で拾い上げることができていると感じている。

労働審判における審尋の内容を録音することはしないのか。録音してはいけないという定めはないし、労働審判手続が訴訟手続に移行した際に、労働審判手続におけるやり取りが活用できた方が良いのではないかと思う。

訴訟手続に移行した場合、使用するのは労働審判申立書のみである。労働審判において提出した証拠を訴訟手続で引き続き使うことはなく、当事者が、必要と思う証拠を改めて検討して提出することになる。基本的に、労働審判事件の結果を訴訟手続に反映するという制度ではないということを理解していただきたい。

小さな事業所、店舗、診療所等のように、労働契約や就業規則がはっきりしていない事案もあると思われるが、そういう場合は、どうやって判断しているのか。

労働契約書及び就業規則は、基本的に、全件について証拠として提出してもらおうが、現実には労働契約書を作成していない会社もある。そういう場合、会社側は、労働条件をうまく説明することができず、不利な心証を持って判断されることがあり得る。

1回の期日に確保している時間はどれくらいか。

当事者には、概ね1時間半は確保していただいている。双方とも話し合いで解決したいという機運が高まれば、さらに時間をかけて行う場合もある。

労働審判を取り扱うのは愛知県内では名古屋地裁本庁だけとのことだが、今後も取り扱う件数が増えてくると思うので、豊橋などの遠方から来る人のことを考えると、支部でも取り扱うようにした方が良いのではないか。

全国でも、現在、支部で労働審判事件を取り扱っているのは、東京地裁立川支部と福岡地裁小倉支部のみである。労働事件については、訴訟事件でも本庁に比べ支部に係属する件数が少ないことや、当庁における労働審判の事件数も直近で年間211件と、決して多い数字ではないことから、現状では本庁のみで足りるものと考えている。

労働審判は、手続も簡単で手数料も安価であり、訴訟を起こすより手軽な制度であると思う。最近では、コンビニでアルバイトをしているような若い人の雇用関係のトラブルが多いと聞いているが、そういった人たちにも、労働審判制度の存在自体をもっと広く知ってもらうことはできないか。

労働審判制度の手続を解説したリーフレットを弁護士会、司法書士会、名古屋市消費生活センター、愛知県県民センター、愛知県県民生活部、愛知県産業労働部、法テラス愛知、愛知県労働委員会、社会保険労務士会、各県民プラザ、ハローワーク、愛知労働局などに配布している。また、リーフレットと同じ内容を、裁判所のウェブサイトにも掲載している。

労働審判の利用者に対して、何を見て労働審判を知ったかについてアンケートを行うのも良いかと思う。非常によく傾向が分かるので、広報を強化するところが見えてくるのではないか。

今、伺ったリーフレットの配布先は、労働者が困って行くような相談先を網羅していると思う。どこでこの手続を知ったかを、アンケートで分析することにより、よりきめ細かな運用ができるのではないか。

企業の社会的活動の一環としての取組だと思われるが、コンビニネットワー

クというものがあり，名古屋市は相談機関のリーフレットを置いてもらっている。

リーフレットの内容を見ると，漢字が非常に多く，日常生活に馴染みのない言葉が多い。法律用語にはふりがなや説明があった方が良くはないか。

文字を読むこと自体が面倒な人も多い。全ての人に対する広報という点に主眼を置くなら，困ったことがあれば裁判所に行けばこのような申立てができるという程度の簡単な内容でよいのではないか。実際の手続は，裁判所で説明を受ければよいと思う。

最高裁判所作成の全国共通のリーフレットであり，また，予算の範囲もあるが，できるだけ良いものを取り入れていきたいので，いただいた御意見は参考にさせていただきたいと思う。

リーフレットの配布先に社会保険労務士会があったが，社会保険労務士には労働審判手続において代理権限がない。簡裁の代理権限が司法書士に付与されているように，社会保険労務士に対しても代理権限を付与することが必要なのではないか。

裁判所は，白黒をつける機関であるので，当事者の「相談に答える。」ということとはできないと考える。その意味で，法テラス等の相談窓口の紹介をしていくことが必要ではないか。困っている労働者が，労働審判を選んで本人申立てを行うのは技術的に難しいと思う。労働者から相談を受ける立場である弁護士会，法テラス，司法書士会，社会保険労務士会などの担当者が，労働審判制度を勉強する必要があるのではないか。

中学校や高校を卒業して社会に出て働く人達は，法律関係に詳しくないことが多い。そういう人達は雇用契約書もない職場に雇われることが多く，また，仕事の定着率が問題となっている。困ったときに，何らかの形で問題を解決する方法があるということを知っておいてもらう必要があるのではないか。

学校に対しては，小学校に裁判官が出向いて模擬裁判を行う出張裁判所などの一般広報は行っているが，労働審判についての広報は行っていない。学校に

時間を確保してもらうのは、なかなか難しいという実情もあるが、時間をかけずに理解してもらう良い方法はないか。

司法書士会に対しては、工業高校、商業高校のほか、普通科高校においても、卒業後に就職する生徒の多い学校の先生からは、社会に出ると法律の世界があることを生徒に知らせてほしいという要望があり、実際に出張教室を開き、クレジットカードの安易な利用による問題、デート商法、車の購入等の契約に関する話をしている。

審判廷を見学させていただいたが、ドラマで見るような大がかりな部屋ではなく、椅子と机だけの普通の部屋であったのが印象的であった。長引く不況で労働関係の問題はこれから増えてくると思うので、短い期間で解決できるということが広まっていけば、とても良いことだと思う。是非いろいろな人に知っていただくべきである、そのためには各機関に対してリーフレットを配布するだけでなく、配布先の職員に労働審判制度を説明し、その利点を理解してもらうことによって、よりきめ細やかな対応ができるようになるのではないか。

労働審判制度のように期日の回数制限が設けられると、客観的な証拠がない事案において、十分な主張・立証ができない場合がある。他の制度に広げることがあるとしても、回数制限を設けるだけでなく、他の手続も選べるということが大切であり、手続選択が確保されることなく回数制限が定められるのは、どうかと思う。